

鈴鹿市告示第 1 7 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次の市道の供用を開始し、及び告示する。

なお、当該告示の日を供用開始の日とする。

また、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 3 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

路線名	起点	主要な経過地	延長（m）
	終点		幅員（m）
平田本町二丁目 1 0 8 号線	平田本町二丁目	平田本町二丁目	34. 2
	平田本町二丁目		5. 6～5. 7
平田本町二丁目 1 4 5 号線	平田本町二丁目	平田本町二丁目	32. 6
	平田本町二丁目		3. 7～12. 4
稲生西二丁目 1 0 8 号線	稲生西二丁目	稲生西二丁目	22. 0
	稲生西二丁目		5. 4～5. 6
稲生西二丁目 1 0 9 号線	稲生西二丁目	稲生西二丁目	59. 4
	稲生西二丁目		6. 0～9. 2
東玉垣 2 7 8 号線	東玉垣町字丸田	東玉垣町	41. 1
	東玉垣町字丸田		5. 0～5. 3